

## 令和4年度相模原市内部統制評価報告書

相模原市長本村賢太郎は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

### 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

相模原市内部統制基本方針に基づき、本市行政の信頼性及び透明性の確保を図ることを目的とし、全庁的な内部統制体制を整備するとともに、業務レベルにおいて財務に関する事務のリスクの分析及び評価とこれに基づくリスク対策を実施しています。

なお、内部統制は、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクによる不備を適時に発見することができない可能性があります。

### 2 評価手続

令和4年4月1日から令和5年3月31日までを評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成31年3月総務省公表)に示された評価項目及び手続に基づき、評価を実施しました。

### 3 評価結果

評価を実施したところ、評価基準日において全庁的な内部統制体制の整備に不備はないものの、評価対象期間中に業務レベルにおいて重大な不備を把握したため、本市内部統制は評価対象期間において一部有効に運用されていなかったと判断しました。

#### (1) 全庁的な内部統制

全庁的な内部統制に整備上及び運用上の不備は認められませんでした。

#### (2) 業務レベルの内部統制

##### ア 内部統制活動管理シートによる取組

各局区等からの報告により、68件の運用上の不備を把握しました。

## イ 重大な不備

### (ア) 教職員の不適正な経理処理

市立小学校の学校経理事務において、事業者へ架空の物品を発注し、当該物品が納入されていないにもかかわらず、虚偽の関係書類に基づき支払処理を行うことにより事業者に預け金として保有させ、後日別の物品を納入させるなど、不適正な経理処理を平成30年度から令和3年度までの4年間行っていたものです。

### (イ) 委託料支出に関する不適正な財務処理

市税催告書等印刷及び印字封入封緘<sup>かん</sup>業務委託における令和3年11月分の支払について、本来「印字枚数」で請求金額を積算すべきところ、受注者が誤って「封緘<sup>かん</sup>通数」で積算した請求書を提出し、本来の請求金額より少ない請求となっていました。誤りを認識していたにもかかわらず、そのまま支払う不適正な財務処理を行っていたものです。

また、同委託における令和4年2月分の支払の際、契約の仕様書上に定めのない業務の費用について当該業務委託料に上乗せして支払う不適正な財務処理を行っていたものです。

※ いずれも令和4年度に不備を把握したことから、令和4年度の内部統制評価において報告するものです。

## 4 不備の是正に関する事項

把握した68件の運用上の不備については、全て事案担当課において是正し、再発防止策を講じています。

重大な不備への対応については、事案担当課において原因の調査を行い、これに基づき対策を講じ、再発防止の徹底を図りました。

令和5年5月30日 相模原市長 本村 賢太郎